



學術研究

水戸支

加藤尚弘

再生可能エネルギーの固定
価格買取制度は、平成24年7
月1日より導入され平成26年1
月現在で、約一年半余経過し
た。

この制度の趣旨は、一定の買取期間に、一定の買取価格で電気事業者が再生可能エネルギーを買い取るというものです。平成25年度においては、太陽光について、買取期間20年で買取価格は37～80円とになっている。設置による経済性を確保することができるという点で、再生可能エネルギーの固定買取価格制度の利用者は増加の一途をたどっている。

また、この制度に対応して税務上の特別措置も設けられている。青色申告者に係る所得税及び法人税について、この特別措置法の規定によりエネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合には、普通償却額と取得償却額から普通償却額を控除した金額をすなわち取得償却額の全額を同時に償却することができるものと

2. 太陽光発電設備の事業性について

個人の事業の該当性について明確な判断基準がないところに問題がある。

す。」と「事業として行われている場合を除く」という条件付きで雑所得扱いを明示している。さらに、この付隨業務についての補足説明を同事務例（自宅兼店舗に設置した太

い個人の売電収入③既存個人事業者の売電収入それぞれの事業の該当性の有無についての疑問である。

の要件を「事業の7要件」と呼ぶこととする。すると、太陽光発電設備は、固定価格買取制度によって継続して売電するもの、設備投資による自己資金又は借入

個人の太陽光発電設備による 電力の売却収入の事業性についての考察

なっている（措置法10条の2の2第6項、措置法42条の5第6項）。こうした背景から、法人のみならず、個人においても収支のシミュレーション計算を行い太陽光発電設備を

されますが、給与所得者が太陽光発電設備を家用資産として使用し、その余剰電力を売却しているような場合には、雑所得に該当します。また、注書きで「一般家庭で行

では事業について明確な定義がなされていない。東京大学の金子宏名誉教授は、「事業とは自己の計算と危険において富利を目的として利益を得て継続的に往々経済活動のことであって、農業・漁業・製造業・卸売業・小売業・サービス業・著述業等、種々の事業がある。事業と非事業との区別は基準によらずとも正確でない。

備の更新費用、自然災害、候や環境の変化による変動リスクもはらんで、いろいろな要素を踏まえて事業所得損を算定する。一方で、現実の税務計算においては、50 kW以上でなければ事業に当たらないといつて対応も見られるところであるが、50 kWという基準は、50 kW以上になると、電力事業法で発電所に規定されている。高圧受変電設備であるギガビタルの設置とともに同法で規定する第42条の保安規程第1項に出た第43条の電気主任技士の資格も求められる。

電業の現状は、太陽光発電設備を設置するだけで即時償却ができ、損益通算が可能であるということを宣伝内容にしているものがある。導入する前にもう一度、事業の該当性の有無について検討を行うことは言うまでもないが、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の導入に伴い多くの個人が太陽光発電設備を設置して全量売電に参入している中で、未だ事業についての明確な判断基準がないままではある。

者の選択が必要となること、根拠を置くものと思われる以上を踏まえ、先程の問題に対する検討を行う。

4. 事業性の有無について

(1) 紙与所得者の売電収益(年額百三〇億円)

6. 結論
日本標準産業分類には「自家用発電の事業も電気自動車に含まれる」とされる。すなはち、太陽光発電設備は、発電機の製造・販売業に該当する。

は、
業電切
たすらに税務の現場に大きな
混乱を引き起こすものと考え
る。早急な対応が求められる。
参考文献
「租税法」第十四版 金子宏
ハヤカワ・インク・ジャパン

の事業該当性の有無
事業の7要件を満たして
れば、事業に該当するとと思
われる。

売な
いわ
量の規模を問わず電気工作
であるから電気・ガス・熱
給業に分類される。そもそも
50 kW以上を事業判断の基準
する明確な指針は出されて
ない。太陽光発電設備によ

電収入の事業該当性の有無事業の「7要件を満たしており、事業に該当すると思われる。

(3)既存事業者の売電

収入の事業該当性の有無
事業の7要件を満たしていれば、事業に該当すると思われる。